

日医発第277号（保84）
平成28年6月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成28年5月18日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3 1件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成28年6月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌8月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平28.5.31 保医発0531第1号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0531第1号
平成28年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成28年6月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012感染症免疫学的検査中（45）を次のように改める。

（45） デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性

ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。

イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、免疫クロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。

ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、

国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。

(イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか

(ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか

(ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか

(ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料

エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(44) 略 (45) <u> Dengueウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性</u> ア <u> Dengueウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」Dengueウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。</u> イ <u> Dengueウイルス抗原・抗体同時測定定性は、DengueウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。</u> ウ <u> 「43」のDengueウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきDengue熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。</u> (イ)～(ニ) 略 エ <u> 「43」のDengueウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。</u> (46)～(52) 略</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(44) 略 (45) Dengueウイルス抗原定性</p> <p>ア 「43」のDengueウイルス抗原定性は、国立感染症研究所が作成した「<u>Dengue熱・チクングニア熱の診療ガイドライン</u>」に基づきDengue熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。 (イ)～(ニ) 略 イ 感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。 (46)～(52) 略</p>

新たに保険適用が認められた検査

平成 28 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 1 号（平成 28 年 6 月 1 日適用）

測定項目	デングウイルス抗原及び抗体同時測定定性
商品名	バイオリン デング Duo NS1 Ag + IgG / IgM (アリーア メディカル株式会社)
区分	E 3 (新項目)
測定方法	イムノクロマト法
主な測定目的	全血又は血清中のデングウイルスNS1 抗原、抗デングウイルスIgG 抗体及び抗デングウイルスIgM 抗体の検出 (デングウイルス感染の診断の補助)
参考点数	D 0 1 2 感染症免疫学的検査 4 3 デングウイルス抗原定性 2 3 3 点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章(特掲診療料)を以下のように改める。(変更箇所下線部)</p> <p>第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(44) 略 (45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性 ア <u>デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。</u> イ <u>デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1 抗原、IgG 抗体及び IgM 抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。</u> ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「<u>蚊媒介感染症の診療ガイドライン</u>」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。 (イ) 区分番号「A 3 0 0」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか (ロ) 区分番号「A 3 0 1」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか (ハ) 区分番号「A 3 0 1-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか (ニ) 区分番号「A 3 0 1-4」小児特定集中治療室管理料 エ <u>「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。</u> (46)～(52) 略</p>

(日本医師会医療保険課)